

(案 1)

手賀沼・手賀川周辺地域における食のブランド「手賀さんち」認知度向上・販売促進事業業務委託

No.	資料名	項番／項目名	質問概要	回答	受領日
1	募集要項	13 委託契約 (2) 契約に当たっての主な留意事項 (3) 委託料	・受託後は、委託者と協議の上、業務委託仕様書を作成すると思うが、仕様書が初期提案と乖離した場合は別途予算措置はなされるのでしょうか。	・追加の予算措置は想定していません。	7月2日
2	仕様書	3 業務内容 (1) 「手賀さんち」認知度向上・販売促進 ア 各種広報媒体を用いたPR	・広報資材の送付先は何か所でしょうか。	・現時点では、関係3市及び東葛飾地域振興事務所への送付を想定しています。具体的な送付先や箇所数については、契約締結後に協議の上、決定します。	7月2日
3	仕様書	3 業務内容 (1) 「手賀さんち」認知度向上・販売促進 ア 各種広報媒体を用いたPR	・パンフレット作成に当たり、認定品のリストやその素材はいただけるのでしょうか。また、掲載に当たっては、各事業者への取材は必要でしょうか。	・認定品一覧については、県ホームページに掲載しておりますので、御参照ください。 【 https://www.pref.chiba.lg.jp/kc-toukatsu/toukatsu/tegasanchi-nintei.html 】 ・パンフレット掲載に当たり、各認定品の魅力や特徴をより分かりやすく紹介するため、受託者から事業者への取材や内容確認を行ってください。	7月2日
4	仕様書	3 業務内容 (1) 「手賀さんち」認知度向上・販売促進 イ イベント出店によるPR	・「本地域」とはどこを指すのでしょうか。また、「地域外」とは、県外のことを指すのでしょうか。	・本地域とは、柏市・我孫子市・印西市のことを指します。「地域外」は、県外や県内の他地域（千葉市、船橋市など）のことを指しています。	7月2日
5	仕様書	3 業務内容 (1) 「手賀さんち」認知度向上・販売促進 イ イベント出店によるPR	・イベントでは販売することも可能でしょうか。その場合、売上管理フローはどのようなものでしょうか。また、売上分析とあるが、POSレジ等の用意はあるのでしょうか。	・イベント施設や関係者の承認が得られれば、イベント会場での販売も可能です。なお、施設等との調整については、受託者にて実施してください。 ・POSレジ等の機器について、用意はありません。売上分析の手法を含め、業務目的の達成に資する実施方法について企画提案してください。	7月2日
6	仕様書	3 業務内容 (1) 「手賀さんち」認知度向上・販売促進 イ イベント出店によるPR	・のぼりやポスター等の広報物資についてどの程度の用意いただけるのでしょうか。 ・ポスター等の広報物資は使い切りを想定していますでしょうか。あるいは、各イベント開催時に都度提供いただけるのでしょうか。	・のぼりは50セット、ポスターは350部程度、三角POPは450部程度、ステッカーは300部程度用意しております。 ・ポスター等の広報物資については、原則として、各イベント開催時に必要な数量を都度提供する予定です。	7月2日
7	仕様書	3 業務内容 (1) 「手賀さんち」認知度向上・販売促進 ウ 加工品・地産地消メニューの開発・販売支援	・販売支援とありますが、生産ラインに乗せることを想定しているのでしょうか。	・開発した加工品又は地産地消メニューについて、実際の販売まで支援していただくことを想定しています。	7月2日
8	仕様書	3 業務内容 (1) 「手賀さんち」認知度向上・販売促進 ウ 加工品・地産地消メニューの開発・販売支援	・開発した商品をスーパーマーケット等で販売することは可能でしょうか。	・受託者の業務は、商品開発・販売を行う事業者の支援であるため、当該事業者が開発した商品の販売支援は問題ありません。	7月2日
9	仕様書	3 業務内容 (1) 「手賀さんち」認知度向上・販売促進 ウ 加工品・地産地消メニューの開発・販売支援	・開発品は年間通じての販売を想定していますでしょうか、それとも季節限定など、期間や数量を限定して販売するのでしょうか。	・販売期間や販売数量について特段の指定はなく、年間を通じた販売のほか、季節限定や数量限定でも構いません。ただし、イベント等における一回限りの販売・提供は認めておらず、一定期間継続して販売・提供される商品であることが必要です。	7月2日

10	仕様書	3 業務内容 (1) 「手賀さんち」認知度向上・販売促進 ウ 加工品・地産地消メニューの開発・販売支援	・消費者へのテストマーケティングの手法は、アンケート調査によるものと考えてよろしいでしょうか。	・アンケート調査は、消費者向けテストマーケティングの手法の一つとして想定しておりますが、これに限定するものではありません。 ・本業務の目的を踏まえ、試食時のヒアリングや販売実績の分析等を含め、効果的と考えられる手法についてご提案をお願いします。	7月2日
11	仕様書	3 業務内容 (1) 「手賀さんち」認知度向上・販売促進 ウ 加工品・地産地消メニューの開発・販売支援	・テストマーケティングの手法の指定はありますか。	・テストマーケティングの手法について、指定はありません。本業務の目的を踏まえ、効果的と考えられる手法を企画・提案してください。	7月2日
12	仕様書	3 業務内容 (2) 手賀沼・手賀川活用推進協議会におけるワーキンググループの運営支援及び報告会の開催	・ワーキンググループや報告会の開催について、受託者で手配が必要でしょうか。その場合、どの程度の規模の施設を想定すればよいでしょうか。	・ワーキンググループや報告会の開催に伴う日程調整や会場の確保等については、受託者側で手配を行う必要はありません。	7月2日
13	仕様書	3 業務内容 (2) 手賀沼・手賀川活用推進協議会におけるワーキンググループの運営支援及び報告会の開催 ア ワーキンググループの運営支援	・ワーキンググループの構成員は何名でしょうか。	・ワーキンググループの構成員は約20名です。	7月2日
14	仕様書	3 業務内容 (2) 手賀沼・手賀川活用推進協議会におけるワーキンググループの運営支援及び報告会の開催 ア ワーキンググループの運営支援	・ワーキンググループの開催回数について、仕様書には「例年5回」と記載がありますが、これは必要最小限の回数を示すものでしょうか。また、回数を事前に決めれば、それ以上の開催はしなくても問題ないでしょうか。	・仕様書に記載した回数は目安であり、開催回数を5回に限定するものではありません。関係市との協議状況や事業の検討状況に応じて開催回数が増減する可能性があります。 ・提案時に一定の回数を見込んでいただきつつ、実施段階では委託者と協議の上、必要な回数を調整することを想定しています。	7月2日
15	仕様書	5 その他留意事項等 (3) 再委託等の禁止	・業務の一部を再委託する場合、「事前に書面により委託者の承諾を得るものとする」とありますが、規定様式はあるのでしょうか。	・規定様式はありません。業務の一部を再委託する場合は、再委託の内容、再委託先及び再委託を必要とする理由等を記載した書面を提出し、委託者の承諾を得る必要があります。	7月2日
16	仕様書	3 業務内容 (1) 「手賀さんち」認知度向上・販売促進 イ イベント出店によるPR	・現段階で、今年度貴地域で行われるイベントですでに「手賀さんち」ブランド商品のPR出店が決定しているものはありますか。また、販売箇所として新たに決定している場所がありますか。	・「手賀さんち」ブランド商品のPR出店が決定しているイベントや、新たに販売箇所として決定している場所はありません。	7月8日
17	仕様書	3 業務内容 (1) 「手賀さんち」認知度向上・販売促進 ウ 加工品・地産地消メニューの開発・販売支援	・こちらは、加工品の開発とメニュー開発どちらも必要ですか。その場合、加工品は販売まで確実に行うことが事業内容に含まれますか。	・加工品及び地産地消メニューのいずれについても、開発から販売までの支援を行うものとします。	7月8日

18	仕様書	3 業務内容 (1) 「手賀さんち」認知度向上・販売促進 ウ 加工品・地産地消メニューの開発・販売支援	・メニュー開発について、販売商品としては「生もの」などでもいいでしょうか。冷蔵ショーケースで発売するようなものでも構いませんか。	・開発・販売を支援する地産地消メニューは、冷蔵ショーケースで販売するような「生もの」でも問題ありません。	7月8日
19	仕様書	3 業務内容 (1) 「手賀さんち」認知度向上・販売促進 ア 各種広報媒体を用いたPR	・「県や関係市等がSNSやウェブサイト、広報誌等でPRできるよう掲載できる写真や掲載原稿を作成し提供する。」とありますが、カタログパンフレットとは別の写真および原稿の手配が必要ですか。	・カタログパンフレットとは異なる写真及び原稿をご用意いただくことが望ましいと考えています。	7月8日
20	仕様書	3 業務内容 (1) 「手賀さんち」認知度向上・販売促進 ア 各種広報媒体を用いたPR	・「各広報媒体でPRできるように作成する写真、媒体の企画に沿ったサイズで調整できるようにしたうえで提供すること」とあるが、作成したカタログパンフレット及び撮影した写真はデータ形式で提供するのは別に、ほかの各種広報媒体等への掲載ごとに、それに合わせたサイズの写真と別の原稿をその都度納品する必要がありますか。	・サイズ調整可能なデータを提供いただければ、サイズごとに整形した写真等を提供いただく必要はありません。	7月8日
21	仕様書	3 業務内容 (1) 「手賀さんち」認知度向上・販売促進 ア 各種広報媒体を用いたPR	・カタログパンフレットに掲載する加盟企業や加盟店、生産者などの選定は、決定後、打ち合わせで決まっていくのでしょうか。また、加盟企業や加盟店、生産者などには事前に取材協力要請などは通知されるのでしょうか。	・カタログパンフレットに掲載する事業者、生産者など掲載内容については、委託者との打合せを踏まえ決定します。なお、基本的には認定品全てを掲載対象とすることを想定しています。 ・また、掲載に必要な取材や写真・原稿等の提供依頼などは、受託者において事業者等へ直接連絡いただき、対応していただくことを想定しています。	7月8日
22	募集要項	10 応募書類	・企画提案所はA4版の横の仕様で問題ないですか。	・A4版であれば、縦横どちらでも問題ありません。	7月8日
23	募集要項	10 応募書類	・経費見積は、様式第3号ではなく独自様式での提出でもよいですか。	・様式第3号での提出をお願いします。	7月8日